

# 海外日本語教師特定技能制度による来日希望者のための日本語教授法 (オンライン) 研修 申請要領

## 1 趣旨

本プログラムは、「特定技能」制度を活用して来日する者に対して行われる日本語教育事業の支援を目的として、当該日本語教育を行っている機関・団体の日本語教師を対象に、オンラインで行う研修です。研修は、各自が取り組む事前課題と、双方向型のライブ授業で構成され、課題遂行を目標とした教授法の理論及び方法論の知識を深めること及び、生活や就労のために必要な日本語の教育能力を向上させることを目指します。

## 2 対象国

モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ネパール (予定)

## 3 プログラム概要

### (1) 期間

2022年7月8日(金)～2022年8月12日(金)(予定)

ライブ授業(全6回) 毎週金曜日 10:30～12:30(日本時間)

※ 日程は現時点での予定であり、曜日や時間に変更になる可能性があります。

※ 日程に記載されている曜日と時間は、日本時間ですので、自国での日時を確認してください。

※ ライブ授業は1回あたり120分程度を予定しています。

### (2) 研修内容

- ・日本語国際センターが開発した日本語教材『いろいろ 生活の日本語』の教え方を学ぶことで、日本での生活や就労に必要な基礎的な日本語の教授法について理解を深め、教授能力の向上を目指します。
- ・就労現場での外国人従業員をめぐるコミュニケーションの現状と課題について共有し、課題解決の方法を考えます。

### (3) IT環境

この研修に参加するために以下のIT環境が必要です

- ・動画を視聴したりテキスト教材をダウンロードしたりできる通信環境がある。
- ・ライブ授業に参加するために指定するツール (Zoom) が使える。
- ・ライブ授業で使うコンピュータ (Desktop、Laptop) あるいはタブレットのデバイス (機器) がある。
- ・ライブ授業で使うデバイス (機器) に、マイクとカメラの機能がある。
- ・4GB程度のデータ通信量がある。

### (4) 採用予定 (令和4年度新規研修)

25名程度

## 4 申請資格

(1) 上記2. の国に所在し、「特定技能」制度を活用して日本での生活・就労が想定される者を対象に日本語教育を行っている機関・団体であること。個人からの申請は受け付けません。

(2) 申請機関は以下に該当しないこと。

- ア 日本国（行政機関等の国家機関）、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）
  - イ 国等の設置する教育機関、研究機関その他日本国に属する組織・団体、施設等（国等が設立に関与する組織・団体であっても、社団法人や財団法人等、固有の法人格を持つ団体は含まない。）
  - ウ 外国政府（省庁等の行政機関）及び外国政府の在外公館
  - エ 日本国が拠出している国際機関
- (3) 参加候補者は次に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。
- ア 申請機関と雇用関係にある日本語教師で、研修終了後も当該機関に引き続き1年以上勤務することが決定していること。なお、申請時点で日本語教師として教育実習中の方は対象としません。
  - イ 日本と国交のある国もしくは日本の国籍を有すること。
  - ウ 心身ともに研修プログラムへの参加に支障がない状態であること。
  - エ 日本語教授年数につき、各回、2022年4月1日時点で1年以上の教授経験を有すること。なお、個人教授及び教育実習の期間は除きます。
  - オ 日本語運用力につき、各回申請時点で下記（ア）もしくは（イ）を満たしていること。
    - （ア）日本語能力試験 N3 程度又は旧日本語能力試験 2 級程度以上
    - （イ）JF 日本語教育スタンダードで B1 レベル以上
      - （日本語能力試験の各レベルの認定の目安は日本語能力試験公式ウェブサイトの「N1～N5：認定の目安」<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html> を参照）
      - （JF 日本語教育スタンダードの各レベルの認定の目安は JF 日本語教育スタンダード公式ウェブサイト「JF スタンダード資料 2. レベル基準が知りたい」[https://jfstandard.jp/pdf/whole\\_standard.pdf](https://jfstandard.jp/pdf/whole_standard.pdf) を参照）
  - カ 国際交流基金日本語国際センターにおいて、「特定技能制度による来日希望者のための日本語教授法研修」の訪日研修/オンライン研修を受講していないこと。
- ※同時に募集している訪日研修にも申請することも可能ですが、採用される場合はいずれか1つのみの採用となります。

## 5 審査方針

- (1) 当該国・地域・機関での特定技能制度による来日希望者のための日本語教授法研修の必要性、候補者の日本語運用力、教授経験の他、候補者のポジション（専任/非専任）、影響力、期待される具体的成果等の観点から審査します。
- (2) 2022年4月1日時点で、55歳以下の研修参加候補者を優先します。

## 6 申請手続

### (1) 申請書

- ア 申請書類フォーマットは、以下のウェブサイトから入手可能です。  
[https://www.jpf.go.jp/j/urawa/trnng\\_t/other.html](https://www.jpf.go.jp/j/urawa/trnng_t/other.html)
- イ 申請書は全部で 17 ページです。申請書の原本とそのコピー1部を、それぞれホッチキス留めをして、提出してください。申請書に不備がある場合は、審査対象とはなりませんのでご注意ください。
- ウ 申請書は 2 (p.4～p.7) が主に申請機関の説明、3～5 (p.8～p.16) は参加候補者の日本語学習歴や日本語教授歴について説明することとなっています。末尾添付の推薦書 (p.17) は申請機関の代表者が記入してください。

エ 特定技能制度において送出機関として認定を受けている機関については、認定を証明する書類（又は当該国政府に認定を申請していることが分かる書類）、また日本語教師会に参加している場合は、そのことが分かる書類を提出してください。

(2) 申請書類提出先と締切

**2022年5月2日（必着）**

最寄りの国際交流基金海外拠点（インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマーに所在）、当該拠点が所在しない場合（モンゴル、ネパール）は日本国大使館に提出してください。

(3) 申請書類の受理通知

申請書類の受理通知を希望する場合は、はがきに返信用切手を添付の上、住所、氏名、プログラム名、受理通知を希望する旨を記載して、申請書類に同封してください。国際交流基金海外拠点若しくは日本国大使館や総領事館等の在外公館の担当者が申請書類を受理したことを証するために、署名して返送します。ただし、返信用切手が貼っていないもの、必要事項が記載されていないものは返送できませんので、ご注意ください。

(4) 留意事項

ア E-mailやFAXでの申請書の提出は受け付けておりません。新型コロナウイルス感染症の影響により、郵送等に通常以上に時間がかかることも予想されますので、締め切りに十分な時間的余裕をもって送付していただくようお願いします。

なお、申請期間中の社会状況により、必要書類の準備や郵送に著しい困難を伴う場合は、下記12(1)提出先に連絡の上、指示を仰いでください。

イ 提出された申請書類は返却いたしません。申請する際には、必ず申請者用のコピーをお手元に残しておいてください。

ウ 申請書類提出後、記入内容に変更が生じた場合には、速やかにお知らせください。

## 7 結果通知

- (1) 国際交流基金日本語国際センターで審査を行い、2022年6月上旬に結果を各申請者に通知します。
- (2) 採否理由等についてのお問合せには一切応じられませんので、ご了承ください。

## 8 研修参加者の義務

国際交流基金日本語国際センターの指示に従って、全ての研修活動に参加すること。

## 9 事業に関する情報の公開

- (1) 採用された場合、申請者・団体の名称、事業の概要等の情報は、国際交流基金事業実績、年報、ウェブサイト等において公表されます。
- (2) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づく開示請求が国際交流基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類は開示されます。

## 10 個人情報の取扱い

以下の内容を、申請機関から候補者及び申請書に個人情報が記載されている者にお伝えくださいますようお願いいたします。

- (1) 国際交流基金は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）（以下「法」といいます。）のほか、各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。国際交流基金の個人情報保護への取組については、

以下のウェブサイトをご覧ください。

(和) <https://www.jpf.go.jp/j/privacy/> (英) <https://www.jpf.go.jp/e/privacy/>

- (2) 申請書・添付書類、及び事業報告書・成果物等に記入された情報（本プログラムにおいて又は本プログラム前に撮影された写真等を含みます。）（以下「本件情報」といいます。）は、採否審査、事業実施、事後評価等の手続のほか、次のような目的で利用します。
- ア 記載された氏名、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、国際交流基金の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成に利用されます。また、国際交流基金事業の広報のため、報道機関や他団体に提供することがあります。
  - イ 本件情報を、必要な範囲で以下の機関に提供することがあります。
    - (ア) 日本国外務省及び在外公館等（ビザ手配及び参加関連書類等送付のため）
    - (イ) 航空会社、保険会社及びその代理店等（海外旅行傷害保険加入等のため）
    - (ウ) 外部有識者等の評価者（採否審査、事後評価等のため）
  - ウ 事業終了後に、本件事業に関するフォローアップのためのアンケートをお願いする場合があります。
  - エ 記入される連絡先に、他の国際交流基金事業についてご連絡を差し上げることがあります。
  - オ 行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「行政機関等」といいます。）が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合で、かつ、その利用に相当な理由のある場合、本件情報を、行政機関等に対し、利用又は提供する等、法第69条第2項に基づき、上記エまでに記載する目的以外の目的のために利用又は提供することがあります。
- (3) 申請者から提出を受けた申請者以外の事業関係者に関する個人情報についても、上記 12 (1) ~ (2) の取扱いとなりますので、申請者より事業関係者に事前にご説明くださるようお願いいたします。
- (4) 本プログラムに応募された方は、上記の個人情報の取扱いに同意したものとみなします。

## 11 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の流行状況により、関係当局が発する規制や指示等を踏まえた対応が必要となる可能性につき十分ご留意願います。また、感染拡大状況によっては採用が決まった後で中止となる場合や、研修内容や参加条件に変更がある場合がありますので、ご理解の上応募してください。

## 12 問合せ先

### (1) 担当部署

日本語国際センター教師研修チーム Tel. +81-48-834-1182 Fax. +81-48-834-1170  
e-mail: [urawakenshu@jpf.go.jp](mailto:urawakenshu@jpf.go.jp)

### (2) 海外からの申請

申請に先立ち、必ず最寄りの国際交流基金海外拠点に電話、E-mail 等で、申請書提出先や申請資格の確認を行ってください。国際交流基金の海外拠点が所在しない国においては、日本国大使館・総領事館等の在外公館にご連絡ください。

ア 国際交流基金海外拠点：<https://www.jpf.go.jp/j/world/index.html>

イ 日本国在外公館一覧：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

### 申請書記入上の注意

- (1) 人名は、パスポートの表記に合わせてご記入ください。パスポートをお持ちでない方については、運転免許証等、当該国における公的な身分証明書の表記に合わせてください。
- (2) 申請書はタイプ又は黒のボールペンを用いて活字体で記入してください。
- (3) 同時に募集している訪日研修にも申請することも可能ですが、採用される場合はいずれか1つのみの採用となります。
- (4) 申請書は、「英語」や「原語」等の指示があるところ以外は日本語で記入してください。  
また、「5. 作文」(p.15)は、他の人の助けを借りないで、自分の力だけで書いてください。

以上